ACSES ニュースレター_２０５４号（2021 年 3 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇立体駐車場　CO2 中毒続発　消火装置を誤操作、死亡事故も〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:ベッドフレームで負傷事故等〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の策定について〈農林水産省〉
・マクロフューチャー株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
・注意喚起資料「「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント」の公表〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[東日本大震災]
・平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和 3 年 3 月 1 日現在）〈消防庁〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２６報）〈厚生労働省〉
・福島第一原発 3 号機の原子炉建屋 地下階の水位上昇 原因調査〈放送報道〉
・歯止め欠く復興事業 32 兆円　司令塔の復興庁、権限限界〈新聞報道〉
・「福島原発事故補償は不十分」　米大が報告書「不安今後も」〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」の一部改正について（令和 3 年 2 月 10 日基発 0210 第 1 号）〈厚生労働省〉
[4] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2021 年 2 月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[5] 化学物質用情報の更新
◇J-CHECK のデータの更新・追加〈製品評価技術基盤機構〉
◇化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータの更新〈製品評価技術基盤機構〉
◇日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）のデータ更新〈製品評価技術基盤機構〉
◇化学品および成形品のデータ作成支援ツール Ver.2.03.00 の公開〈アーティクルマネジメント推進協議会〉
[6] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（ 農林水産省告示第 361 号 ）〈官報〉
[7] 農薬
◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 370、371 号）〈官報〉
◇生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 372 号）〈官報〉

菫（スミレ）

[9] 飼料
◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第８号）〈官報〉
[10] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質） No.05（2021.03.03）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
[11] 廃棄物関係
◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の閣議決定について〈環境省・経済産業省〉
◇「廃プラスチックのケミカルリサイクルに対する化学産業のあるべき姿」〈日本化学工業協会〉
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ １件 ［公募結果、意見募集結果］ １件
[13] その他省庁発表 ４件
[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ 15 件 ［開催記録、報告、資料等］ ２件
[15] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇立体駐車場 C02 中毒続発 消火装置を誤操作、死亡事故も

＜日経新聞 2021 年 2 月 24 日＞

老朽化も原因「点検徹底を

ビルにある機械式の立体駐車場内で二酸化炭素(C02)中毒が相次いでいる。いずれもC02 を噴出する消火装置の老朽化や誤操作が事故を招いた。都市部などで広く普及しているが、消防法が義務付けた点検を数十年間実施しない例もあるという。「一歩間違えれば命に関わる」。消防関係者らは管理者などに設備の保守点検と操作手順の徹底を強く求めている。

「駐車場から白煙が出ている」。2020 年 12 月、名古屋市の繁華街、錦３地区にある 10 階建てホテルの従業員から 119 番が入った。機械式駐車場の消火装置が突然作動し、内部に消火用ガスが充満した。高層階で昇降機の部品交換をしていた男性作業員がC02 中毒で死亡。ホテル従業員ら計 10 人も体調不良を訴えた。

消火装置は「不活性ガス消火設備」と呼ばれ、大量のC02 で空間内の酸素濃度を下げて火の燃え広がりを食い止める。煙や熱を感知するか、作動ボタンを押すかすれば、周辺に退避を促す音声が流れ、20 秒以上遅れてガスが噴き出す仕組みだった。

愛知県警によると、当時、火災は発生していなかったが、別の作業員が駐車場入り口付近にあった作動ボタンを誤って押したとみられる。男性作業員は地下の脱出口までたどり着けず、狭いスペースでガスを大量に吸い込んだ可能性があるという。

21 年 1 月には東京都港区のオフィスビルでも機械式駐車場内の消火装置を点検中の作業員 2 人がC02 中毒で死亡した。警視庁はボンベの弁が何らかの原因で破損し、ガスが漏れ出したとみている。

東京理科大火災科学研究センターの小林恭一教授によると、C02 は戦前から消火剤として利用されてきた。自動車のガソリンが引火した炎の消火に効果的で、機械式駐車場が都市部で広がった 1960 年代からC02 を活用した消火装置も普及し始めた。

液体で保管するため、気体を多数のボンベに収めておかねばならない窒素よりも取り扱いやすく、C02 の装置が浸透し続けた。各地の消防当局によると、2 月 1 日時点で東京都内の約 3580 施設、大阪市内は約 1620 施設、

名古屋市内では約 780 施設にそれぞれ設置されている。

消防法は建物の管理者に対し、消防設備士などによる半年に１回の機器点検と年１回の総合点検を義務付けており、違反すれば 30 万円以下の罰金などが科される。

一般に装置のC02 を貯蔵するボンベの耐用年数は 20 年弱とされる。既に交換が必要な時期を過ぎたものが少なくないとみられるが、保守管理の意識は十分とは言えない。

「30 年以上、点検を怠り続けた施設もあった。古い建物は耐震補強など他の設備の更新に費用がかさむため、１回当たり 10 万円以上の点検費用を惜しむケースは少なくない」（消防関係者）という。

錦３地区の事故を受け、名古屋市消防局は約 400 施設に職員を派遣。装置の作業手順などを説明し、安全対策の徹底を促した。

豊橋技術料学大の中村祐二教授（火災物理科学）は「行政などは駐車場内で作業する業者らが適切な操作方法を定期的に学べる講習などの場を設ける必要がある」と指摘。

「迅速に火災を止められる装置を安全に機能させられるよう、点検や交換への補助金支給なども検討してよいのではないか」と提言している

消火装置から二酸化炭素が漏れた事故例

2010 年	東京都	ビル駐車場で誤噴射し作業員２人が重症
2012 年	大阪市	マンション駐車場で老朽化により漏れ住民が避難
2020 年 12 月	名古屋市	ホテル駐車場で誤噴射し作業員１人が死亡
2021 年 1 月	東京都	ビル駐車場で作業員２人が死亡。老朽化で漏れたか

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:ベッドフレームで負傷事故等

＜消費者庁　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023382/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210309_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件

（うちガスこんろ（都市ガス用）２件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件

（うちベッドフレーム１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件

（うちエアコン（室外機）１件、リチウム電池内蔵充電器１件、

バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、携帯電話機（スマートフォン）１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の策定について

＜農林水産省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/210310.html

農林水産省は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定しましたので、お知らせします。本規範を活用いただき、今後の作業安全対策にお役立てください。

1.趣旨

農林水産業・食品産業の現場では、毎年多くの作業事故が発生しており、より安全に働くことができるようにすることが急務です。今般、農林水産省では、「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」での議論を踏まえ、事業者や事業者団体に日々留意・実行いただきたい事項をまとめた「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定いたしました。

2.「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の概要

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」は、各業種に共通する(1)共通規範と、業種ごとの(2)個別規範からなり、それぞれ事業者向けと事業者団体向けをご用意しています。その概要については添付資料にまとめております。共通規範、個別規範及び関連資料は、農林水産省ウェブサイト

（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/kihan.html）からご覧いただけます。
(1)共通規範（添付資料参照）
農業・林業、木材産業、漁業、食品産業に共通する基本的な事項を示しています。作業場や事務所に掲示するための標識も用意しています。
(2)個別規範（添付資料参照）
農業、林業、木材産業、漁業、食品産業について、業種ごとに、現場の事業者や事業者団体に取り組んでいただきたい事項を示しています。各項目の取組の必要性、具体的に行うべき取組、関連する制度等について記載した解説資料や、チェックシートも用意しています。
(3)今後の規範の活用方向
今後、作業安全規範を現場での安全意識の向上や取組の点検に活用していただけるよう周知を図るほか、補助事業等において作業安全規範の考え方に基づき、作業安全対策の取組の実施を要件化する「クロスコンプライアンス」の実施や、チェックシートを活用した現場の取組状況の分析などを行い、規範を活用した農林水産業・食品産業の作業安全対策の強化を図ってまいります。
3.添付資料
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の概要
https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/kihan_gaiyou.pdf
---

・マクロフューチャー株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021年3月9日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023248/
消費者庁は、本日、マクロフューチャー株式会社に対し、同社が供給する「マクロ元気」と称する食品及び「マクロ元気乳酸菌1250億プラス」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・注意喚起資料「「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時にトラブルに遭わないためのポイント」の公表
＜消費者庁　2021年3月10日＞
https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf
---

□*大災害、原発事故対策*
[東日本大震災]
・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和3年3月1日現在）
＜消防庁　2021年3月9日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210309_oukyu_1.pdf
平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況につきまして、令和３年３月１日現在の状況を第１６１報にとりまとめましたのでお知らせします。
とりまとめ報全文については、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html）　に掲載しています。
被害状況には、平成２３年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震による被害（別に被害状況のとりまとめを行っている令和３年２月１３日に発生した福島県沖を震源とする地震による被害を除く。）を含むほか、平成２３年３月１１日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含んでいます。
【令和２年３月１日時点（第１６０報）との比較】
● 死者が１８名増加
（主な要因）震災関連の死者（※）と認められたことによる増加（１８名）
※ 「震災関連の死者」とは、「東日本大震災による避難生活等の身体的な負担による疾病等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義（実際には支給されていない方も含む。）。
● 行方不明者が３名減少

（主な要因）死者の身元判明による減少
● 負傷者が９名増加
（主な要因）精査が行われたことによる増加
● 住家被害の棟数の変動
（主な要因）り災証明書の新規申請による増加
○被害の状況（全国計）

	人的被害						住家被害			非住家被害		火災
	死者	行方不明	負傷者	重傷	軽傷	程度不明	全壊	半壊	一部破損	公共建物	その他	
	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	件
令和3年3月1日現在	19,747	2,556	6,242	701	5,354	187	122,005	283,156	749,732	14,527	92,890	330
令和2年3月1日現在	19,729	2,559	6,233	700	5,346	187	121,996	282,941	748,461	14,527	92,059	330
増減	*18*	*▲ 3*	*9*	*1*	*8*	*0*	*9*	*215*	*1,271*	*0*	*831*	*0*

[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２６報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3ycXrcr_fijA4A1NY
１　自治体の検査結果
札幌市、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、東京都、文京区、杉並区、神奈川県、横浜市、新潟県
※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　１件
No.　679　　福島県産　　ヤマドリ　　(Cs：120 Bq/kg)
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※ 基準値超過　なし

・福島第一原発 3 号機の原子炉建屋 地下階の水位上昇 原因調査
＜NHK　2021 年 3 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210311/k10012908631000.html
---
・歯止め欠く復興事業 32 兆円　司令塔の復興庁、権限限界
＜朝日新聞　2021 年 3 月 11 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP3B5TNXP2WULZU003.html?iref=comtop_7_04

・「福島原発事故補償は不十分」　米大が報告書「不安今後も」
＜朝日新聞　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3B332SP35UHBI01T.html
東日本大震災から10年となるのに合わせ、米ノースウエスタン大のプロジェクトチームが、東京電力の福島第一原発事故の補償についての報告書をまとめ、９日に公表した。被害者が十分な補償を受けていないと指摘し、

米スリーマイル島(1979年)、旧ソ連チェルノブイリ(前年)の両原発事故の教訓も踏まえ、より体系的な補償の枠組みが必要だと主張している。

報告書のタイトルは「原子力損害賠償福島からの教訓」。世界の電力の１割がなお原発に依存する中、幅広い専門家が意見を出し合い、福島第一原発事故の補償問題を分析して今後のリスクを共有しようと、米国やカナダ、日本の研究者や弁護士らが、５年以上かけてまとめた。

東京電力によると、先月 26 田現在、賠償金の支払総額は 9 兆 7 千億円に上る。だが、報告書は「低線量放射線被曝の健康への影響はよく知られておらず、不安は今後も続く」などと指摘。将来にわたって継続的な補償をすべきだと訴えている。

報告書は、スリーマイル島、チェルノブイリ、福島第一の各事故の補償をめぐる共通の問題として、「被害者は生活やコミュニティーを再建するため、複雑な行政手続きや補償の手続きを進めることを余儀なくされてきた。一方、経済的な負担の多くは納税者や電力会社の契約者が負ってきた」ことを挙げる。同様の問題を防ぐためには、補償の枠組みについて①事故発生前から予期して②一般市民を含めた多くの関係者が参加し⑧国境を超えて――検討する必要があるとしている。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年３月 10 日版）
＜厚生労働省　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p19v1bKHBlC4mHs1Y
・変異株スクリーニング検査の実施状況について（速報値）
＜厚生労働省　2021 年３月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5OhWvjEIfmPOu35Y
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年３月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5upUvDMKfGHMubxY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5upUvDMKfGHMvjxY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4u7AWZTOoRsTKThY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-vbYQYzsuQMLMOBY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=aZGhG3xJyJ52Vrr7Y
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 9 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yMTqc77eizE5AZJY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-vbYQYzsuQMLLGBY

[対策・予防]

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tYzPo-V6R24-4BY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月９日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6REitoBELd4MmZd7Y
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月 10 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しした。
＜厚生労働　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました
＜厚生労働　2021 年 3 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html
---

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・新型コロナワクチンについての審議会・検討会
＜厚生労働省　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0t47Noed4RWw88hY
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6eUADbym2i6LyDNY
・「令和２年度　新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化のための支援事業　実施事業者の公募について」を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J9_seE6K4xDCV161Y
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働　2021 年 3 月 10 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html
・レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液 100 mg、同点滴静注用 100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfXHPJ6iR5_pXIWfY

◇<u>大学等関係</u>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/8 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 8 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
---
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(2/26 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 2 月 26 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
****

[3] <u>「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」の一部改正について（令和３年２月 10 日基発 0210 第１号）</u>
＜厚生労働省　2021 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210301K0050.pdf

基発 0210 第１号
令和３年２月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が
具備すべき基準の適用について」の一部改正について

労働安全衛生規則第 34 条の３第２項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準（昭和 63 年労働省告示第 76 号）第４条第１号において、試験責任者は、試験計画書を作成し、運営管理者（委託を受けて試験を実施する場合にあっては、試験委託者等を含む。）の承認を得ることを規定している。

また、この承認に関しては、「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」（昭和 63 年９月 16 日付け基発第 603 号。以下「局長通達」という。）において、当該承認を受けたときは、その旨を記載した文書を作成し、運営管理者又は試験委託者等の記名押印又は署名を受けた上、当該文書を試験計画書に添付することとしている。

今般、テレワークの推進等による多様な働き方の実現に資する観点から、当該記名押印又は署名を不要とすることのほか、所要の整備を行うこととし、局長通達を別紙のとおり改正するので、了知されたい。

また、別添１のとおり関係業界団体に対し、別添２のとおり安衛法ＧＬＰ適合確認を受けた試験施設に対しそれぞれ通知したので、併せて了知されたい。

（別紙）

基発第６０３号
昭和 63 年９月 16 日
改正　基発第４１３号
平成９年６月２日
改正　基発第４９１号
平成 12 年７月 14 日
改正　基発 0210 第１号
令和３年２月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が
具備すべき基準の適用について

労働安全衛生法第 57 条の４第１項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和 63 年労働省告示第 77 号。以下「有害性の調査の基準」という。）及び労働安全衛生規則第 34 条の３第２項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準（昭和 63 年労働省告示第 76 号。以下「有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準」という。）は、昭和 63 年９月１日に公布され、それぞれ昭和 63 年 10 月１日から適用されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第１　制定の趣旨

OECD（経済協力開発機構）は、化学物質の安全性試験に関し、試験の信頼性を確保するとともに、試験の成績の各国間での相互利用を可能とすることを目的として、標準的試験法（以下「テストガイドライン」という。）及び優良試験所基準（Good Laboratory Practice.以下「GLP」という。）を定め、これらを加盟各国が採用すべきことを勧告し、OECD の GLP に合致した試験施設において、OECD のテストガイドラインに従って実施された試験の成績については、加盟各国間において相互に受け入れるべきことを決定している。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の４第１項の規定による新規化学物質の有害性の調査については、これまで、「微生物を用いる変異原性試験の基準等について」（昭和 60 年５月 18 日付け基発第 261 号。以下「第 261 号通達」という。）により、別添１「微生物を用いる変異原性試験の基準」及び別添３「変異原性試験実施機関が具備すべき基準」を定め、これにより関係事業者の指導を行ってきたところであるが、このような国際的動向を踏まえつつ、同調査の信頼性を法的に確保することを目的として、今般、法令改正を行い、新規化学物質の有害性の調査は有害性の調査の基準（テストガイドライン）に従って行われるべきこと及び当該有害性の調査は有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準（GLP）に合致した試験施設等において行われるべきこととし、この二基準を、それぞれ労働省告示として制定したものである。

第２　有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準

１　全般的事項

⑴　法第 57 条の４第１項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験及びがん原性試験を行う場合にあっては、当該試験は、組織、設備等に関し、本基準を具備した試験施設等で行わなければならないものであること。

⑵　本基準は、第 261 号通達の別添３に示した「変異原性試験実施機関が具備すべき基準」を基に、OECD の GLP 及び国内他法令に基づく GLP との整合性にも配慮して定めたものであること。

⑶　法第 57 条の４第１項の規定による届出を行おうとする事業者が、有害性の調査のうち、変異原性試験及びがん原性試験以外の試験を行う場合にあっては、あらかじめ、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学

物質対策課と協議するように指導すること。

２　細部事項

⑴　第２条関係

イ　第１号の「厚生労働大臣に試験の成績を提出する者」とは、他者が実施した試験の成績を有害性の調査の結果として厚生労働大臣に提出する者であって、試験施設等に試験を委託する者以外のものをいうこと。これは、試験の実施時において試験を委託しなかった者であっても、後に当該試験の成績を厚生労働大臣に提出する場合があることから、このような場合にも本基準を適用する趣旨であること。

ロ　第５号の「磁気テープ等」の「等」には、写真及び図表が含まれること。また、同号の「原観察結果等」の「等」には、作業記録が含まれること。

⑵　第３条関係

イ　第１項の「次の事項を行う」には、運営管理者が自ら行うのみならず、代理の者をして行わせ、その結果を確認することも含む趣旨であること。

ロ　第１項第１号の「指名」を行った場合において、試験責任者が第４条に規定する職務を遂行することが困難になったときは、直ちにこの者を交替させること。この場合には、当該交替の日付及び理由を記録しておくこと。

ハ　第１項第５号の「(当該試験に係る職員を除く。)」は、信頼性保証業務の中立性を担保するため、信頼性保証業務に携わる者は当該信頼性保証業務の対象となる試験の実施に参加してはならないという趣旨であること。また、同様の趣旨から運営管理者も信頼性保証責任者を兼務してはならないものであること。

ニ　第１項第５号の「指名」を行った場合において、信頼性保証責任者が第５条に規定する職務を遂行することが困難になったときは、直ちにこの者を交替させること。この場合には、当該交替の日付及び理由を記録しておくこと。

ホ　第１項第５号の「当該指名に代えることができる。」は、試験委託者等に委託した試験に関し、運営管理者の確認を受けて当該試験に係る信頼性保証責任者を指名することができることとした趣旨であること。

ヘ　第１項第７号の「信頼性保証プログラム」を作成したときは、その日付を当該信頼性保証プログラムに記載しておくこと。また、信頼性保証プログラムを変更したときは、当該変更の理由及び日付を当該信頼性保証プログラムに記載しておくこと。

ト　第１項第８号の「指名」を行った場合において、試資料保管責任者が第７条に規定する職務を遂行することが困難になったときは、直ちにこの者を交替させること。この場合には、当該交替の日付及び理由を記録しておくこと。

チ　第１項第９号の「標準操作手順書」を作成したときは、その日付を当該標準操作手順書に記載しておくこと。また、標準操作手順書を変更したときは、当該変更の理由及び日付を当該標準操作手順書に記載しておくこと。

⑶　第４条関係

第５条第７号の規定による監査を受けた後の最終報告書の訂正又は追加を行う場合には、次によること。

①　訂正又は追加を行うときは、訂正又は追加を行う前の記載事項が不明瞭にならない方法により行うこと。

②　訂正又は追加を行った最終報告書については、再度信頼性保証責任者の監査を受けること。

⑷　第５条関係

第６号は、制度の改正に伴い、第 261 号通達で規定されていた信頼性保証証明書を廃し、査察記録を作成させることとしたものであること。

⑸　第８条関係

第１項第４号の「保管する施設」は、保管する設備でも差し支えないこと。

⑹　第 13 条関係

第７号の「溶解させる等」の「等」には、懸濁及び希釈が含まれること。

⑺　第 15 条関係

第３項の規定は、試験委託者等にも資料等の保管義務を負わせることとした趣旨であること。

第３　その他

有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用をもって、第 261 号通達は、廃止すること

****

[4] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2021 年２月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2021 年３月５日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

更新された情報は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、「建設リサイクル法」(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)。

****

[5] ***化学物質用情報の更新***

◇J-CHECK のデータの更新・追加

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年３月９日＞

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

主な情報は以下のとおり

・MITI 番号（官報公示整理番号）と CAS 登録番号（CAS RN）との組合せ

・審査情報（審査シート）

・優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価 II の評価書等

◇化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）のデータの更新

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年３月９日＞

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

以下の新規情報を追加

1.台湾：TCCSCA：懸念化学物質

FAQ ページをリニューアルし、マニュアルのページの内容を充実。

FAQ ページ　→ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/FAQ.html

マニュアル等ページ　→ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/manual.html

◆更新情報の詳細

→ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/html/update.html

---

◇日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）のデータ更新

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年３月９日＞　https://www.ajcsd.org/

◆更新情報の詳細

→ https://www.ajcsd.org/chrip_search/html/AjcsdNews.html

◇化学品および成形品のデータ作成支援ツール Ver.2.03.00 の公開

＜アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)　2021 年３月４日＞

https://chemsherpa.net/news/chemsherpa/?p=2466

****

[6] ***医薬品等***

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（ 農林水産省告示第 361 号 ）

［官報］　令和３年３月９日　本紙　第 447 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210309/20210309h00447/20210309h004470000f.html

○農林水産省告示第 361 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和３年３月９日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（⑹から(114)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イから八までのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。 ⑴～(113)　（略） (114)　猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症２価・猫汎白血球減少症・白血病（猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス）・猫クラミジア感染症混合ワクチン（シード） (115)～(164)　（略）	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（⑹から(113)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イから八までのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。 ⑴～(113)　（略） （新設） (114)～(163)　（略）

****

[7] ***農薬***

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年３月４日＞

http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm

****

[8] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 370、371 号）

［官報］　令和３年３月 11 日　本紙　第 449 号　4～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210311/20210311h00449/20210311h004490004f.html

肥料の登録の有効期間更新 175 件が公示された。

◇生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 372 号）

［官報］　令和３年３月 11 日　本紙　第 449 号　8～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210311/20210311h00449/20210311h004490008f.html

肥料の生産業者の名称及び肥料の名称の変更９件が公示された。

****

[9] ***飼料***

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第８号）

［官報］ 令和３年３月９日　本紙　第447号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210309/20210309h00447/20210309h004470002f.html

○農林水産省令第８号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年３月９日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第１条関係） １ 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴ （略） ⑵ 飼料一般の製造の方法の基準 ア～タ（略） チ　アルカリ性プロテアーゼ（その３）は、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ツ～ト（略） ⑶～⑸ （略） ２～５ （略）	別表第１（第１条関係） １ 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴ （略） ⑵ 飼料一般の製造の方法の基準 ア～タ（略） チ　アルカリ性プロテアーゼ（その３）は、鶏を対象とする飼料（飼料を製するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ツ～ト（略） ⑶～⑸ （略） ２～５ （略）
備考　表中の［］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記で ある。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[10] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報（化学物質） No.05（2021.03.03）を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021年３月４日＞

http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202105c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会2021年３月５日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=02&from_day=06&to=struct&to_year=2021&to_month=02&to_day=18&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

２月６日～２月18日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

****

[11] ***廃棄物関係***

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の閣議決定について

＜環境省　2021 年３月９日＞　https://www.env.go.jp/press/109195.html
＜経済産業省　2021 年３月９日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210309004/20210309004.html?from=mj

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が本日令和３年３月９日（火）に閣議決定されましたので、お知らせします。本法律案は第 204 回通常国会に提出する予定です。

１．背景

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

政府においては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月）を策定し、本戦略を具体化するため、令和２年５月から令和３年１月までにかけて開催された中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議の結果を受け、令和３年１月 29 日に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」をいただいたところです。

本法律案は、この意見具申に則り、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じようとするものです。

２．法律案の概要

（１）基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、次の事項等に関する基本方針を策定します。

・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化　等

（２）個別の措置事項

①環境配慮設計指針の策定

製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設けます。また、認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行います。

②ワンウェイプラスチックの使用の合理化

ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定します。また、主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置します。

③市区町村の分別収集・再商品化の促進

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にします。また、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することを可能にします。

④製造・販売事業者等による自主回収の促進

製造・販売事業者等がプラスチック製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

⑤排出事業者の排出抑制・再資源化の促進

排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定します。また、主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置します。加えて、排出事業者等が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

３．施行期日

本法は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

◇「廃プラスチックのケミカルリサイクルに対する化学産業のあるべき姿」　　英語版を掲載
＜日本化学工業協会(JCIA)　2021 年 3 月 2 日＞　https://www.nikkakyo.org/news/page/8758
****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和 3 年度二国間国際共同研究事業（ドイツとの共同公募に基づく共同研究分野）における新規研究課題の募集及び応募説明会の実施について　　3 月 17 日
＜農林水産省　2021 年 3 月 8 日＞　https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/210308.html
公募課題
(1) 植物育種 (Plant breeding)
(2) 持続的で環境に優しい植物保護手法 (Sustainable, environmentally-friendly plant protection methods)

[公募結果、意見募集結果]

◇高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程案に対する意見募集の結果について
＜経済産業省　2021 年 3 月 3 日＞
→ https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595221003&Mode=1
****

[13] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第 368 号）
［官報］ 令和 3 年 3 月 11 日　本紙　第 449 号　3～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210311/20210311h00449/20210311h004490003f.html
---

◇出願公表後に名称変更がなされた件（農林水産省告示第 369 号）
［官報］ 令和 3 年 3 月 11 日　本紙　第 449 号　4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210311/20210311h00449/20210311h004490004f.html
---

◇専門士・高度専門士の称号が付与できる課程の認定等（令和 2 年度）について
＜文部科学省　2021 年 3 月 10 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzMacwVh8fZoVbH

◇スーパーコンピュータ「富岳(ふがく)」の共用開始について［文部科学大臣談話］
＜文部科学省　2021 年 3 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzKacwT58sA3cbE
****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第３回「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催します　　３月 16 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tZogA82QF3whIBY
「再乱用防止と依存症対策」
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）　　３月 11 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6ubIUZz8qRMbIzBY
(議題)
（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について
・農薬及び動物用医薬品シペルメトリン
・農薬トルフェンピラド
・農薬フェンキノトリオン

・農薬フラザスルフロン
・動物用医薬品・飼料添加物の暫定基準見直し
（イソメタミジウム、オイゲノール、クロルヘキシジン、デコキネート、
ナフシリン、ニトロキシニル、バージニアマイシン、メシリナム、
メンブトン）
（２）その他
・発出予定の試験法について
・食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について（一部改訂）
（配付資料）　―省略―
・第 65 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　３月 16 日、非公開
＜厚生労働省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0t7waaTEkSsjGohY
（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について
・福島労働局事案
・茨城労働局事案
・栃木労働局事案
・東京労働局事案
・静岡労働局事案
（２）その他
・電離放射線障害の業務上外に関する検討会　　3 月 16 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x8vlfLHRhD42EF1Y
１個別の労災請求事案に係る医学的事項について
２その他
・令和 3 年 3 月 17 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会について　　3 月 17 日、オンライン
＜厚生労働省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2NT6Y67OmyEpDwJY
(1) ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおいて留意すべき事項
(2) ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて
(※注 個別案件ではなく、一般的な議論です。)
(3) その他
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　3 月 11 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html
１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２　その他
・第 3 回特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会の開催について　　3 月 19 日、ウェブ会議
＜消費者庁　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023346/
1. 疾病リスク低減表示の今後の運用について
2. その他
・臨時水俣病認定審査会（第 44 回）の開催について　　３月 15 日、WEB 会議
＜環境省　2021 年 3 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/109269.html
水俣病の認定審査について
・食品安全委員会 プリオン専門調査会（第１２１回）の開催について　　３月１５日、Web 会議
＜内閣府　2021 年 3 月 9 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/annai/prion_annai_121.html
（１）牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRM の範囲）に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第８回)の開催について　　３月 15 日、オンライン
＜環境省　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/109270.html

運輸部門における温室効果ガス排出抑制等指針のあり方について
・令和２年度大気環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会の開催について　　３月９日
＜環境省　2021 年３月９日＞　https://www.env.go.jp/press/109214.html
（１）大気環境における放射性物質のモニタリング結果（令和元年度）について
（２）その他
・小泉環境大臣による「国・地方脱炭素実現会議における地域脱炭素ロードマップ策定に係るヒアリング（第３回）」の開催について　　３月 11 日、WEB 会議
＜環境省　2021 年３月９日＞　https://www.env.go.jp/press/109208.html
国・地方脱炭素実現会議では、国と地方の協働・共創により、2050 年までに、地域における脱炭素社会を実現するための「地域脱炭素ロードマップ」を策定することとしております。
　第３回ヒアリングでは、この地域ロードマップの重要な柱の一つである地域経済を担う中小企業や地域金融機関等の連携の課題と方策について議論します。
・農林水産省「地震災害対策本部」「原子力災害対策本部」合同本部の開催について　　３月９日
＜農林水産省　2021 年３月９日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/210309.html
・令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会（第３回）を開催します　　３月 11 日、オンライン会議
＜経済産業省　2021 年３月８日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210308002/20210308002.html?from=mj
・第３回「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」の開催について　　３月 22 日
＜消費者庁　2021 年３月 10 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023226/
意見交換
・令和２年度 パワーポイント教材について
・令和３年度 デジタル教材について

[開催記録、報告、資料等]
・令和２年度第１回化学物質のリスク評価検討会（遺伝毒性評価ワーキンググループ）議事録　　２月 25 日
＜厚生労働省　2021 年３月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17280.html
１．微生物を用いる変異原性試験（Ames 試験）（令和２年度実施分）の評価について
２．Bhas42 細胞を用いる形質転換試験（令和２年度実施分）の評価について
３．その他
・第１３回アレルギー疾患対策推進協議会　資料　　３月 10 日
＜厚生労働省　2021 年３月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tZogA82QF3whEBY
・国立大学法人研究担当理事・副学長協議会（第 14 回）　配付資料　　３月１日
＜文部科学省　2021 年３月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afzIacwS2bfAprbF
****

[15] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内 36 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年３月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109299.html
・鹿児島県の環境試料及び死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年３月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109298.html
・宮城県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 49 例目）の野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年３月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109296.html

・福岡県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2021 年 3 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/109306.html
・今季（2020 年 10 月～2021 年２月）における国内の野鳥サーベイランスにおける高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝的多様性について
＜環境省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109317.html
・千葉県いすみ市（今シーズン国内 32 例目及び 35 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210310_2.html
・茨城県城里町（今シーズン国内 41 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 3 月 10 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210310.html
********** 以上 **********